

選挙管理委員会 1月定例会会議録

開催日	令和2年1月24日（金）
開会時間	午前10時
閉会時間	午前11時30分
開会場所	選挙管理委員会室
出席者	選挙管理委員：松川昭義委員長、青木眞知子委員、渡辺秀次委員 事務局：吉原事務局長、長坂選挙担当係長、小泉主査
次第及び会議内容 1 決定事項	<p>本日の書記：渡辺委員</p> <p>(1) 前回会議録について 令和元年12月25日に開催した選挙管理委員会定例会の会議録（案）について確認し案のとおり決定した。</p> <p>(2) 在外選挙人名簿の登録等について 令和元年12月26日から令和2年1月24日までの在外選挙人名簿登録者数等について新たに名簿に登録する者が4人、名簿から抹消する者を2人と決定した。これに伴い登録者数は514人となった。</p> <p>(3) 中央区議会議員選挙における収支報告書の公表済み（令和元年12月25日告示第20号）要旨の一部を修正する委員会告示について 令和元年12月25日告示第20号で公表した収支報告書の要旨について、候補者から収支報告書の訂正がされたため、公表した要旨の一部を修正する必要があることから、訂正された内容及び告示文案を審議・検討した結果、事務局案のとおり令和2年1月24日付けで公表済み収支報告書の要旨の一部を修正する告示を行うことを決定した。</p> <p>(4) 中央区特定事業主行動計画の改定について 令和2年3月の中央区特定事業主行動計画の改定に当たり、中央区、監査委員、行政委員会、区議会、の連名で行うことについての可・否について事務局から打診があったため、以下のとおり説明を受け、検討した結果、従前通り可と決定した。</p> <p>【事業計画の主旨と改定の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 現行の特定事業主行動計画は「次世代育成支援対策推進法」と「女性活躍推進法」に基づき2つの行動計画が策定されていること。・ 次世代育成支援対策推進法が平成27年度から10年間延長されたことに伴い、特定事業主行動計画についても令和6年度まで計画期間を延長していること。・ 次世代育成支援対策推進法に基づき策定された行動計画は平成27年度からの5年間を前期計画期間、令和2年度からの5年間を後期計画期間と定めていること。・ 女性活躍推進法に基づき策定された計画も令和元年度で計画期間が満了となること。・ 改定するにあたり、次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法の両法に基づく行動計画が、仕事と子育ての両立支援に関する環境整備や、職員のワーク・ライフ・バランスの実現など、取組内容として共通する部分が多いことから、両行動計画を一体化した行動計画を策定（改定）すること。・ 取組内容 休暇制度等の周知と職員、職場の意識改革 超過勤務の縮減 年次有給休暇の取得推進

育児休業等の取得推進

女性の活躍推進

人事異動上の配慮

(5) 令和2年度啓発用物品に使用するデザインの選定について

令和2年度に啓発用物品として作成するポケットティッシュ及びメモ帳のデザインについて、事務局が作成した令和元年度明るい選挙作品コンクール入選作品を使用した案の提示があったため、各デザインについて協議・検討を行った結果、デザインの修正を指示するとともに、常時啓発及び選挙時啓発に使用するデザインを決定した。

2 報告事項

(1) 当面の日程について

選挙管理委員が出席する令和2年4月までの主な事業（明るい選挙推進協議会ほか）の日程について確認した。

3 その他

(1) 中央区損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定に係る意見聴取について

「中央区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」の制定にあたり中央区長等に選挙管理委員が含まれていることから、総務課より条例案に係る意見を求められていると事務局から報告を受けた。

条例を制定する理由、損害賠償責任を免責する条件、選挙管理委員が賠償責任を負う額など説明を受けた後、協議し条例案について異議がないことを決定した。

委員からの主な意見

(1) 当日投票に携わる投票管理者及び投票立会人の従事時間が7時から20時までの13時間で、長時間にわたることから、負担が大きいといった意見が、地域懇談会等でも寄せられているため、各投票所の投票管理者と十分協議をし、2交替制の導入についても検討・実施する必要がある。

(2) 開票（選挙）立会人から開票作業を間近で見学したい旨の申し出があったときは、開票管理者（選挙長）に許可を求めるよう案内すること。開票管理者（選挙長）は開票作業の状況によって臨機応変に対応する旨、選挙管理委員会委員長として事務局職員に対して指示をした。